

議第 37 号

## 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

介護認定審査会委員の任期を延長し、介護認定審査会の運営の安定を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護認定審査会の委員の定数<u>及び任期</u>)</p> <p>第13条 介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員<u>（以下「委員」という。）</u>の定数は、40人以内とする。</p> <p><u>2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第13条 介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、40人以内とする。</p>

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

介護認定審査会委員の任期を延長し、介護認定審査会の運営の安定を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 介護保険法施行令の規定に基づき2年としていた介護認定審査会委員の任期を条例で3年と定めることにより、1年延長します。

(第13条関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

(附則関係)